

群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成26. 4. 1
平成26. 6.10 平成30. 4. 1
令和 3.12.10 令和 4. 4. 1
令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、手術部の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 手術部長
- (2) 手術部副部長
- (3) 関係診療科から選出された教員 各1人
- (4) 中央診療施設等の各部から選出された者 各1人
- (5) 看護部長又は副看護部長 1人
- (6) 手術部、材料部及び集中治療部の各看護師長
- (7) 管理運営課長及び医療支援課長

(任 期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、手術部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、手術部副部長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を検討するために、専門委員会を置くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に

基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において，旧群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会規程（昭和44年3月11制定。以下「旧規程」という。）第3条第3号及び第4号に規定する委員である者は，施行日にこの規程第3条第3号及び第4号の規定により選出された委員とみなし，その任期は，第4条の規定にかかわらず，旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和3年12月10日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は，令和8年4月1日から施行する。